

マンションの管理の適正化に関する指針に関する 検討会の設置について

1 設置の趣旨

東京において分譲マンションは、都民の主要な居住形態であるとともに、都市や地域社会を構成する重要な要素となっている。一方で、建物の老朽化と居住者の高齢化といった「二つの老い」が進行しており、ひとたびマンションが管理不全に陥れば、周辺環境にも深刻な影響を及ぼすおそれがある。

これらを予防して、マンションの適正な管理を促進し、都民の豊かな住生活を支える良質なマンションストックを形成することが重要となっている。このためには、管理組合の自主的な取組に加えて、行政がこれまでよりも積極的に関与し、管理組合の機能強化を図るため、より踏み込んだ施策を実施していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、都は、良質なマンションストックの形成等を図り、都民生活の安定向上及び市街地環境の向上に寄与するため、マンションに関わる者の責務、管理組合による管理状況の届出及び管理状況に応じた助言・支援等について規定する条例（以下「条例」という。）を平成 31 年 3 月に制定した。

条例第 4 条において、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとしている。指針は、管理組合によるマンションの適正な管理の推進等のために必要な事項を具体的に定めるものであるとともに、条例に基づき、行政がマンションに関与する際の目安となるものである。

指針に定める事項を審議するため、マンションの管理の適正化に関する指針に関する検討会を設置する。

2 主な検討事項

管理組合によるマンションの適正な管理の推進等のために必要な事項

- ・管理不全を予防するための必須事項
- ・適正な管理を行う上で重要な項目
- ・マンションの社会的機能を向上する取組
- ・その他マンションの管理の適正化に関する重要な事項

3 検討スケジュール

○第1回 令和元年7月25日(木) 午前10時 ～ 正午

- ・管理組合によるマンションの適正な管理の推進等のために必要な事項

○パブリックコメントの実施 令和元年8月上旬～9月上旬

○第2回 令和元年9月

- ・最終まとめ